第百七十六条第四項中「専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が2.8ｔを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）」を「自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）」に改める。

別添百1・中「二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。」を「三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車に限る。」に、同別添3・5・4・中「保安基準第17条第3項の規定が適用される自動車以外の自動車」を「カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車」に改め、同別添3・5・5・から3・5・5・3・5・まで及び同別添3・5・6・中「3.5.6.1.又は3.5.6.2.」を「3.5.5.1.又は3.5.5.2.」に改め、「なお、3.5.5.が適用される自動車にあっては、3.5.6.1.の要件は適用せず、また、試験を実施する側については、容器附属品が車両のその付近の最外側（後部を除く。）まで200mm以上である位置に取り付けられていなくてもよい。」を削り、同別添中3・5・6・を3・5・5・とし、3・5・6・1・を3・5・5・1・とし、3・5・6・2・を3・5・5・2・とし、3・5・7・を3・5・6・とし、3・5・8・を3・5・7・とし、3・5・9・を3・5・8・とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第八百五十四号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条及び第六十七条の二の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年六月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条に次の五項を加える。

7　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十条第三項及び第九十八条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百五十三号）による改正前の細目告示第二十条第三項及び第九十八条第三項の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十年八月三十一日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。以下次号において同じ。）

二　平成三十年九月一日以降に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類（動力用電源装置の種類に限る。）、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

8　平成三十年八月三十一日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員十一人以上のもの及び車両総重量が二・八トンを超えるものに限る。）については、保安基準第十七条第三項の規定並びに細目告示第二十条第四項第三号、第九十八条第四項第三号及び第百七十六条第四項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第五十号）による改正前の保安基準第十七条第一項及び第三項の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百五十三号）による改正前の細目告示第二十条第三項、第九十八条第三項及び第百七十六条第四項の規定に適合するものであればよい。

9　次の各号に掲げる自動車については、保安基準第十七条第三項の規定並びに細目告示第二十条第四項及び第九十八条第四項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第五十号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百五十三号）による改正前の保安基準第十七条第三項の規定並びに細目告示第二十条第四項及び第九十八条第四項の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十五年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車（車両総重量二・八トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）であって、輸入された自動車にあっては平成三十二年八月三十一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車以外のものにあっては平成三十年八月三十一日）以前に製作された自動車

二　平成三十五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、輸入された自動車にあっては平成三十二年九月一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車以外のものにあっては平成三十年九月一日）以降に製作された自動車であって、輸入された自動車以外のものにあっては平成三十二年九月一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあっては平成三十年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十五年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、輸入された自動車にあっては平成三十二年八月三十一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあっては平成三十年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

イ　平成三十五年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、輸入された自動車にあっては平成三十二年八月三十一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあっては平成三十年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、輸入された自動車にあっては平成三十二年九月一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあっては平成三十年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十五年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、輸入された自動車にあっては平成三十二年八月三十一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあっては平成三十年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

10　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十条第四項第四号及び第九十八条第四項第四号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百五十三号）による改正前の細目告示第二十条第四項第二号及び第九十八条第四項第二号の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十五年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車（車両総重量二・五トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）にあっては平成三十年八月三十一日）以前に製作された自動車